

(資料三)

平成二十六年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例	1
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
職員の配偶者同行休業に関する条例	3
島根県県税条例の一部を改正する条例	5
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	7
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	8
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
島根県いじめ問題対策連絡協議会条例	9



第79号議案

公益法人制度改革に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

公益法人制度改革に伴い、特例民法法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人に移行したことから、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公益社団法人若しくは公益財団法人又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人の名称の変更に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 貸付金の返還債務の免除に関する条例
- (2) 職員の給与に関する条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (5) 島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例
- (6) 島根県県税条例
- (7) 島根県暴力団排除条例
- (8) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (9) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

第80号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第81号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第82号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、昇給制度について所要の改正を行う必要が

ある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

- (1) 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の昇給は、その者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとする。
- (2) (1)にかかわらず、平成25年3月31日に単純な労務に雇用される職員であった者で、同年4月1日に新たに行政職給料表の適用を受ける職員又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員となったもの（平成26年4月1日に50歳以上の職員又は県立学校の教育職員であって、平成25年4月1日から引き続き同一の職務の級に在職するものに限る。以下「特定職員等」という。）の昇給について、57歳となるまではその者の勤務成績が良好である場合も行うものとし、55歳以上の特定職員等が勤務成績の判定の期間の全部を良好な成績で勤務した場合の昇給の号給数は2号給を標準とすること。
- (3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

## 3 施行期日

平成27年1月1日から施行する。

## 第83号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

職員が国の原子力規制行政に関する各種の実務を修習するに当たり、職員の特殊勤務手当について特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 当分の間、職員（人事委員会規則で定める職員に限る。(3)において同じ。）が次に掲げる作業に従事したときは、特殊現場作業従事手当を支給すること。
  - ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
  - イ 原子力災害対策本部長の指示（ウにおいて「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（アの作業を除く。）

ウ 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（ア及びイの作業を除く。）

(2) (1)の手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすること。

ア (1)のアの作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

イ (1)のアの作業のうち(2)のア及びエに掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円

ウ (1)のアの作業のうち(2)のア、イ及びエに掲げるもの以外のもの 13,300円

エ (1)のアの作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 3,300円

オ (1)のイの作業のうち屋外において行うもの 6,600円

カ (1)のイの作業のうち屋内において行うもの 1,330円

キ (1)のウの作業のうち屋外において行うもの 3,300円

ク (1)のウの作業のうち屋内において行うもの 660円

(3) 職員が同一日において、(2)のアからクまでの作業のうちの2以上の作業に従事したときは、これらの作業に係る特殊現場作業従事手当のうちその額の最も高いものの一を支給すること。

(4) (2)のオ及びキの作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業従事手当の額は、(2)及び(3)により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とすること。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第84号議案

### 職員の配偶者同行休業に関する条例

#### 1 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするための休業について、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

(1) 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができること。

(2) 配偶者同行休業の実施のため、次の事項を定めること。

### ア 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間とすること。

### イ 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由

#### ア 外国での勤務

(イ) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(ウ) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（ア又はイに該当するものを除く。）

### ウ 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業の期間の延長は、特別な事情がある場合を除き、1回に限ること。

### エ 配偶者同行休業の承認の取消事由

(ア) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由がイに該当しないこととなったこと。

(イ) 配偶者同行休業をしている職員が、産前産後の休暇を取得することとなったこと。

(ウ) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認することとなったこと。

### オ 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の任用のいずれかを行うことができること。

(ア) 申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

(イ) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- (3) 配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めること。
- (4) 次に掲げる条例の一部を改正すること。
- ア 島根県職員定数条例
  - イ 県立学校の職員定数条例
  - ウ 市町村立学校の教職員定数条例
  - エ 島根県地方警察職員定員条例
  - オ 島根県企業局職員定数条例
  - カ 島根県病院局職員定数条例
  - キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - ク 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - ケ 職員の育児休業等に関する条例
  - コ 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (5) その他所要の事項を定めること。
- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

## 第85号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、法人の県民税及び法人の事業税の税率について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 法人の県民税の法人税割の税率の改正

区 分	改正前	改正後
超過課税が適用される法人	100分の5.8	100分の4
上記以外の法人	100分の5	100分の3.2

##### (2) 法人の事業税の税率の改正

###### ア 所得割

(イ) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人



区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.5	100分の2.2
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.2	100分の3.2
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の2.9	100分の4.3

(イ) 特別法人

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7	100分の3.4
所得のうち年4,000,000円を超える金額	100分の3.6	100分の4.6

(ウ) その他の法人

区 分	改正前	改正後
所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7	100分の3.4
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の4	100分の5.1
所得のうち年8,000,000円を超える金額	100分の5.3	100分の6.7

イ 収入割

電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額	改正前	改正後
	100分の0.7	100分の0.9

3 施行期日

平成26年10月1日から施行する。

## 第86号議案

### 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

道路交通法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 運転免許試験に係る手数料の新設

区 分	手数料の額	
特定取消処分者に係る試験	1件につき	1,900円

##### (2) 引用する条項の整理

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第87号議案

### 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに次の事務を浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 父子福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 父子福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

##### (2) 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- ア 貸付金の返還債務の免除に関する条例
  - イ 島根県立総合福祉センター条例
  - ウ 島根県部設置条例
  - エ 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - オ 島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 施行期日  
平成26年10月1日から施行する。

#### 第88号議案

##### 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
看護学生修学資金の返還債務の免除に関する事項について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要  
看護学生修学資金の返還債務の免除の条件である医療施設等における業務従事期間を3年間とする特例の対象について、島根県の区域外に所在する養成施設のうち看護師を養成するものに在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）で、平成22年度から平成27年度までの間に貸付金の貸付けを受けたもの（規則で定める者に限る。）とすること。
- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

#### 第89号議案

##### 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 提案理由  
児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要

(1) 乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第90号議案

島根県いじめ問題対策連絡協議会条例

1 提案理由

いじめ防止対策推進法の制定及び島根県いじめ防止基本方針の策定に伴い、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、島根県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くこと。

(2) 構成

協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者をもって構成すること。

(3) 会長

協議会に会長を置き、構成員の互選によりこれを定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。